

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

日頃から焼津市の行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、給与支払報告書の提出につきまして、以下のとおりご案内します。

定額減税に関する事項について、摘要欄に記載が必要となります。国税庁「令和6年分 年末調整のしかた」や「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認いただき、記載誤りのないようご注意ください。その他の注意点は、裏面を参照してください。

1 提出期限・対象者等について

提出期限は、**令和7年1月31日(金)**です。

➤ 書面により提出する場合は、**令和7年1月20日(月)**までの提出にご協力をお願いします(窓口持参によらず、郵送での提出にご協力ください)。

- ◎ 提出先は、令和7年1月1日現在の住所地の市区町村です。
 - 次年度以降、総括表の送付が必要ない場合は、その旨お知らせください。
- ◎ 提出の対象者は、令和6年中に給与等を支払った**全従業員**(パート・アルバイトを含む。)です。既に退職された方や給与収入が少額であった方の分も漏れなく提出してください。
 - 個人番号の記載は法令で定められています。必ず記載してください。
 - 給与等を支払っていない場合は、焼津市への提出は不要です。

2 提出方法について

- ◎ 特別徴収仕切紙に記載した図の順序のとおり並べて提出してください。
 - 特別徴収対象者については、令和7年5月中旬に特別徴収義務者(事業所)宛てに「令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書」を送付します。
- ◎ 総括表の報告人員と個人別明細書の枚数が一致しているか確認してください。
 - 同一人について複数枚ある場合(乙欄分の給与を別途支払っている等)、総括表への記載については人数でなく枚数により計上してください。
- ◎ 総括表及び個人別明細書の左上が⑦の用紙をご使用ください。
 - ⑦以外の用紙を使用する場合は、訂正する等、何年度(何年分)のものかわかるようにしてください。

◎ 他市または独自の総括表を利用して提出する場合は、焼津市の特別徴収義務者指定番号を記入するようにしてください。

◎ 全体を綴じる際は、ホチキスを使用せずクリップ又は輪ゴムを使用してください。

3 電子(eLTAX又は光ディスク等)による提出について

◎ 【普通徴収】項目に該当の入力がないものについては、特別徴収対象者として取り扱います。

◎ 【乙欄適用】項目に該当の入力があるものについては、普通徴収対象者として取り扱います。乙欄適用の者について、個人住民税を特別徴収対象者とする場合は、当該者分の【摘要】項目に「特別徴収対象」と記載してください。

◎ 普通徴収対象者分については、該当する切替理由の略号(普A~F;普通徴収仕切紙参照)を【摘要】項目に記入していただくこととされていますが、会計ソフトの仕様等により記載できない場合は、省略して差し支えありません。

◎ 電子と書面を併用する(退職者のみ書面とする等)場合は、書面の総括表の余白部に内訳(電子○人、書面○人)を記載してください。

◎ 令和5年中に所轄税務署へ提出すべきであった「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上の事業所は、電子による提出が義務付けられています。

➤ eLTAX ホームページ [https:// www.eltax.lta.go.jp/](https://www.eltax.lta.go.jp/)

4 提出後の手続について

◎ 訂正により再度提出する場合は、総括表の上部及び個人別明細書の摘要欄に「訂正分」と補記してください。

◎ 給与支払報告書において特別徴収対象者としたものについて、退職等により普通徴収に切り替える場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください。

◎ 令和6年11月以降に、令和6年度分を特別徴収から普通徴収に切り替えたもの(一括徴収を含む。)について、再雇用等により令和7年度分を特別徴収とする場合は、給与支払報告書において特別徴収対象者としたものであっても、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」の提出をお願いいたします。

【問合せ先】

静岡県焼津市役所 課税課 市民税担当 電話(054)626-2149

給与支払報告書（個人別明細書）記載に係る注意点

7 給与支払報告書（個人別明細書）

※ 種 別 ※ 整理番号 ※											
支払を受ける者 住所 焼津市本町5-6-1											
氏名 焼津 太郎 (フリガナ) ヤイツ タロウ											
職名 課長											
受給者番号 (個人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1											
種 別 支給金額 給与所得控除後の金額 (調整控除後) 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額											
給与・賞与 7,074,500 5,267,050 4,844,604 0											
(源泉)控除対象配偶者の有無等 配偶者(特別)控除の額 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 16歳未満扶養親族の数 障害者の数 (本人を除く) 非居住者である親族の数											
有 従有 380,000 1 1 1 4 5 8											
社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額											
1,084,604 120,000 50,000 21,100											
(摘要) 1) 焼津五郎 (2) 焼津六郎 (非居住者01) (3) 焼津幸子 (年少) 焼津市宗高900 株式会社大井川 令和6年3月31日退職 支払金額975,000円 源泉徴収税額22,650円 社会保険料126,945円 源泉徴収時所得税減税控除済額44,400円、控除外額105,600円											
7 生命保険料の金額の内訳 新生命保険料の金額 180,000 旧生命保険料の金額 100,000 介護医療保険料の金額 90,000 新個人年金保険料の金額 360,000 旧個人年金保険料の金額 180,000											
8 住宅借入金等特別控除の適用数 2 居住開始年月日(1回目) 27 1 10 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住 住宅借入金等年末残高(1回目) 11,500,000											
住宅借入金等特別控除可能額 205,000 居住開始年月日(2回目) 30 8 20 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住(特) 住宅借入金等年末残高(2回目) 9,000,000											
9 (フリガナ) ヤイツ ハナコ 区分 〇 配偶者の合計所得 100,000 国民年金保険料等の金額 176,460 旧長期損害保険料の金額 19,600											
氏名 焼津 花子 個人番号 8 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0											
1 (フリガナ) ヤイツ イチロウ 区分 0 1 (フリガナ) ヤイツ ハルコ 区分 〇 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号											
氏名 焼津 一郎 個人番号 8 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
2 (フリガナ) ヤイツ ジロウ 区分 0 4 (フリガナ) ヤイツ ナツコ 区分 〇											
氏名 焼津 二郎 個人番号 8 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2											
3 (フリガナ) ヤイツ サブロウ 区分 0 4 (フリガナ) ヤイツ アキコ 区分 〇											
氏名 焼津 三郎 個人番号 8 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3											
4 (フリガナ) ヤイツ シロウ 区分 (フリガナ) ヤイツ フユコ 区分											
氏名 焼津 四郎 個人番号 8 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4											
氏名 焼津 冬子 個人番号 8 1 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8											
10 中途就・退職 受給者生年月日 11											
就 退 年 月 日 元 号 年 月 日											
6 昭和 40 1 1											
11 受給者の生年月日の記載漏れがないようご注意ください。											
12 個人番号又は法人番号 0 8 1 2 8 1 2 8 1 2 8 1 2 (右詰で記載してください。)											
住所(居所)又は所在地 焼津市本町2-16-32											
氏名又は名称 株式会社 やいちゃん (電話)											
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。											

- 受給者の令和7年1月1日現在における住民票上の住所を記載してください。
- 個人番号及びフリガナの記載漏れがないようご注意ください。
- 専従者給与に該当する場合は、「専従者給与」と記載してください。
- ④に扶養親族の数を記載する場合は、⑨に対象者の氏名及び個人番号を記載してください。
※ 16歳未満の扶養親族は控除対象ではありませんが、住民税の非課税判定等に影響するため、記載漏れがないようご注意ください。
- ⑨に扶養親族の数を記載する場合は、④に対象者の氏名及び個人番号を記載してください。
※ 16歳未満の扶養親族は控除対象ではありませんが、住民税の非課税判定等に影響するため、記載漏れがないようご注意ください。
- 国外居住親族を扶養している場合は、「非居住者である扶養親族の数」を記入し、⑨の「区分」欄に01から04までを付してください。
※ 年末調整をしていない場合、又は送金関係書類等を確認していない場合は、国外居住親族を扶養親族等とすることはできませんので、④及び⑨には記載しないでください。
※ 非居住者を扶養親族等とする場合の確認書類は、国税庁「令和6年分年末調整のしかた」等を確認してください。
- 生命保険料控除については、⑤に控除額を、⑦に支払額をそれぞれ記載してください。
※ 生命保険料控除は、所得税と住民税では控除額が異なるため、⑦についても記載漏れがないようご注意ください。
- 他の支払者の給与等を通算した場合は、他の支払者の所在地、名称、退職日、給与等の金額、源泉徴収税額、社会保険料の金額等を記載してください。
 普通徴収対象者分については、該当する切替理由の略号(普A~F;普通徴収仕切紙を参照)を記入してください。ただし、「乙欄」又は「退職」に〇を付してあるものは、略号の記入を省略して差し支えありません。
 合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合は「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。
 定額減税控除額について、実際に控除した減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」、控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載してください)。
 租税条約の適用を受ける方については、国名と条約名を明記してください。
 訂正により再度提出する場合は、「訂正分」と補記してください。
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除については、控除区分の記載誤りにご注意ください。
※ 制度の概要は、国税庁「令和6年分年末調整のしかた」等により確認してください。
 年末調整の際、所得税において控除しきれない(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の金額がある場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載してください。
 「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」により、2以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がないか確認してください。該当する場合は、その住宅の取得等ごとに居住開始年月日、控除区分及び年末残高を記載してください。
- 退職された方については、「退職」欄に〇を付し、退職日を記載してください。
※ 休職中又は退職予定の方で、令和6年度において特別徴収できない方については、本欄には記入せず摘要欄に「普F」と記入し、普通徴収対象者に含めてください。
- 受給者の生年月日の記載漏れがないようご注意ください。

◎上記は、個人住民税の課税に際し、特にご留意いただきたい点に絞って記載したものです。その他の記載の仕方等については、国税庁「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を確認してください。